

平成 18 年 12 月 5 日

各 位

株式会社証券保管振替機構

単元未満株式買取請求書の紛失について

このたび、当社が取次ぎを行っている、単元未満株式の買取請求手続きについて、平成 18 年 11 月 29 日（水）に受け付けました 11 参加者 11 名分の「単元未満株式買取請求書」を誤って紛失したことが判明いたしました（買取請求手続きに係る事務は、日本証券決済株式会社（以下、「日証決」といいます。）に業務委託しております。）。

個人情報を含めた情報管理につきましては、従来より社内及び業務委託先等に徹底を図ってまいりましたが、このような事態を招き、関係者の方々へ多大なご迷惑をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

なお、現在判明している概要及び再発防止策は下記のとおりです。

記

1. 紛失した情報の内容

- （1）書類名 : 単元未満株式買取請求書
- （2）紛失枚数 : 11 枚（11 参加者 11 名分）
- （3）記載内容 : 買取請求者氏名、住所、電話番号、振込先口座情報、買取請求株数等

2. 経緯

- ・ 11 月 29 日（水） 今回紛失した「単元未満株式買取請求書」を含む単元未満株式の買取請求申請書類を日証決が受理
- ・ 11 月 30 日（木） 日証決から株主名簿管理人へ買取請求に係る書類を送付
- ・ 12 月 1 日（金） 株主名簿管理人から、必要書類である「単元未満株式買取請求書」が同封されていない旨の受電。

内部調査の結果、株主名簿管理人へ買取請求に係る書類を発送する際、日証決では一旦搬送用の袋に封入し施錠したものの、搬送袋に損傷があったことから、搬送用袋を交換するため、開錠のうえ、内容物の入替えを行いました。その際に全書類の入替えの確認を失念した可能性が高いことが判明いたしました。損傷のあった搬送袋は、翌日廃棄物として処理業者に引き渡し、同日処分されました。そのため、外部へ情報が流出した懸念は極めて低いものと考えております。

また、株主名簿管理人及び 11 参加者に事情説明のうえ、お詫びするとともに、買取請求者様へご連絡のうえ、再度請求書を作成していただくなどの手続きをお願いいたしました。

3. 今後の対応

株主名簿管理人への書類を搬送用袋へ封入する際は、従前より担当者 2 名で内容物の確認を行う体制でしたが、今後は、一旦封入後、搬送袋を入替える際にも担当者 2 名での確認体制をとるとともに、搬送袋を廃棄する際にも同様の確認を実施いたします。

また、当社では今回の事態を重く受け止め、個人情報を含む情報管理の重要性を再度深く認識し、情報管理の一層の徹底、及び誤廃棄の再発防止に努めてまいります。

以 上

本件に関するお問合せ先

業務部

電話 03-3661-1836